

令和8年5月25日

関係各位

都城志布志道路の通行に関する交通マナーについて（依頼）

平素より、本県の土木行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、都城志布志道路は、宮崎県都城市から曾於市を經由し、志布志市に至る約44kmの地域高規格幹線道路であり、宮崎県都城市及び九州縦貫自動車道宮崎線と志布志港を連結し、地域の活性化を支援することを目的として、平成19年度から令和6年度にかけて順次供用を開始してきたところです。

都城志布志道路は、九州縦貫自動車宮崎線（都城IC）や東九州自動車道と一体となって広域交通ネットワークを形成し、志布志港で取り扱う貨物を南九州一円に輸送する重要な幹線道路となっております。さらに、一般道路に比べ高い走行性（60km/h以上）を有する道路として交通環境の向上に寄与している一方、沿線には住宅地も多く、騒音・振動等の環境面への影響が懸念されているところです。

加えて、沿線住民からは、車両走行に伴う騒音や振動、通行マナー等に関する御意見・御要望も寄せられております。

つきましては、道路利用者に対する交通マナーの徹底について、下記の事項に御留意いただき、関係者への周知を図っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 インターチェンジのランプ出口部における制限速度（30km/h）の遵守及び徹底を図るため、早めの減速に努めること。
- 2 急加速・急発進・空ぶかし等を避け、周辺環境に配慮した運転に努めること。
- 3 深夜・早朝の通行に当たっては、特に静穏な走行を心掛け、周辺住民への配慮に努めること。

鹿児島県大隅地域振興局建設部 土木建築課 曾於市駐在 TEL 099-482-0481 FAX 099-482-4927
---